



中橋 友子 議員
(日本共産党 幕別町議員団)

問 建設労働者の賃金引上げと地元業者に仕事を
答 実勢価格の適切かつ迅速な反映と社会保険への加入徹底が急務となっている



建設労働者の低賃金など厳しい労働条件が改善されず、技能労働者不足と高齢化を招き、事業者も減少している。改善のために

国交省は公共工事設計労務単価を昨年度合わせて24・5%引き上げた。しかし北海道の下請け状況調査では労働者の賃金が引き上げられたいのは全体の23・7%にしか過ぎない。業者に対し適切に支払うよう指導が必要である。

(1) 幕別町の労働者の現状と取り組み、今後の対策を伺う。また労働者の賃金支払いを明確にした公契約条例の制定についても伺う。

(2) 町内の事業者を守り、経済を循環させていくため、工事や業務委託、物品購入など地元優先で進めてきたが、現状と今後の進め方はどうか。

(3) 実態のないペーパー会社が町の仕事に係りだしていると聞か、町内業者の基準(要綱)を作り対策を講ずるべき。

(4) 小規模修繕登録事業はもれなく業者に仕事が回るよう積極的な活用を行うべき。

町長

(1) 工事の受注に当たっては、地元業者の活用や資材の地元調達などと合わせて、賃金についても適正な賃金を支払うよう、指名願受付時に文書にてお願いしている。本年4月1日から、法定福利費の加入について確認ができるよう、各受注者に対し関係書類の掲示や提出を求めている。

公契約条例については、本年3月末現在で、11の自治体で制定されているが、対象となる契約の種類や金額が限定的であるため、多くの労働者には条例が適用されず、実際の賃金の改善には効果が薄いことなどの課題も指摘されている。

本町においては、適正な賃金の支払いなどを盛り込んだ「町発注業務における留意事項について」の周知文書の配布や最低制限価格の設定など、ワーキングプア対策について配慮した契約業務に努めており、今後とも引き続き公契約条例の研究を進めるとともに、入札・契約制度の中で労働者の賃金確保に努力していきたいと考えている。

(2) 本町では、従前から指名競争入札を採用し、「指名競争入札参加者に関する指名基準」に基づき、契約の適正な履行の確保を図ることができるとしている。町内業者を優先的に指名することにより、地元業者の育成に努めている。

この基準は随意契約の際にも参考としており、高度な技術や特殊な工法等を要するもの以外は、入札・随意契約を問わず、基本的には町内業者を優先し、発注を行っている。

(3) 入札における指名、あるいは随意契約の見積合わせを行う際には、営業所等の実態についての調査を行った上で、実施をしている。

また、明確な基準を作るべきであるという指摘については、「指名競争入札参加者に関する指名基準」に基づき厳正な取り扱いに注意を払いながら事業を実施し、地元業者に公正な取り扱いをしているものと捉えていることから、現在のところ新たな要綱等の制定は行わない。

(4) 発注の体制としては、毎年、本制度の活用について担当部署へ周知

し、発注状況を事業者別に集計を行った上で、次年度の発注に向けているが、今後は集計を年2回行い、年度途中における発注状況を各担当部署が共通の認識として把握することにより、一部事業者への偏りがない発注に心がけ、これまで発注がなかった担当部署等においても制度活用の徹底を図り、さらなる受注機会の拡大を図っていきたい。

再質問 建設労働者の6割以上は年収200万円以下となっている。今回の引き上げで普通作業員は月額5万円以上の引き上げが出来る計算。税金の適切な使用の点からも対策を。

答 業者の抽出調査の中でどの程度の確認ができるのか、あくまでも業者には協力依頼となることから、その辺も含めて検討していきたい。



施工体制台帳、下請負人選定通知書の様式(法定福利費の加入や下請負代金などについて確認できる)